

別冊 1

みえ県民力ビジョン
第二次行動計画

《案》

(農林水産部主担当施策)

平成 28 年 2 月

三 重 県

第3章 施策の概要

この章では、61の<施策>について、記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の<政策>順にまとめています。

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

● 政策体系一覧

※注 農林水産部主担当施策

政策	施策	頁
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	50
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	52
	113 治山・治水・海岸保全の推進	56
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	58
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	62
	123 がん対策の推進	64
	124 こころと身体の健康対策の推進	66
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	68
	132 支え合いの福祉社会づくり	72
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	76
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	78
	143 消費生活の安全の確保	80
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	82
	145 食の安全・安心の確保	84
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	86
	147 獣害対策の推進	88
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	90
	152 廃棄物総合対策の推進	92
	153 豊かな自然環境の保全と活用	94
	154 大気・水環境の保全	96

政策	施策	頁
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	100
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	102
	213 多文化共生社会づくり	104
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	106
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	108
	223 健やかに生きていくための身体の育成	110
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	112
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	114
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	116
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	118
	228 文化と生涯学習の振興	120
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	122
	232 結婚・妊娠・出産の支援	126
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	128
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	130
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	132
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	134
5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	136
	252 東紀州地域の活性化	138
	253 中山間地域・農山漁村の振興	140
	254 移住の促進	144
	255 協創のネットワークづくり	146
	256 市町との連携による地域活性化	148

Ⅲ 拓く く強みを生かした経済の躍動を実感できるために	政策	施策	頁
1 農林水産業 2 強じんで多様な産業 3 世界に開かれた三重 4 雇用の確保と多様な働き方 5 安心と活力を生み出す基盤	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出		152
	312 農業の振興		154
	313 林業の振興と森林づくり		156
	314 水産業の振興		158
	321 中小企業・小規模企業の振興		160
	322 ものづくり・成長産業の振興		162
	323 「食」の産業振興		166
	324 地域エネルギー力の向上		168
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進		170
	331 国際展開の推進		172
	332 観光の産業化と海外誘客の促進		174
	333 三重の戦略的な営業活動		176
	341 次代を担う若者の就労支援		178
	342 多様な働き方の推進		180
351 道路網・港湾整備の推進		182	
352 公共交通の確保と活用		184	
353 安全で快適な住まいまちづくり		186	
354 水資源の確保と土地の計画的な利用		188	

施策 147 獣害対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

現状と課題

- 野生鳥獣による被害の減少に向け、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備などを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や森林再生による生息環境の創出などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を地域の未利用資源として有効に生かす「獣肉等の利活用」の3本柱の取組を、これまで市町や関係団体等と連携しながら総合的に展開してきました。
- 農林水産業被害金額は着実に減少してきているものの、県内の全集落代表者に実施しているアンケート調査では、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害が「ある」と回答する集落数は減少傾向になく、侵入防止柵未整備の農地等における被害は、依然として深刻な状況にあります。また、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じています。
- サル、ニホンジカ、イノシシについては、特に被害も大きいことから、増えすぎた野生鳥獣を管理する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数調整に取り組んでいるものの、依然、個体数が多いため、生息の状況もふまえつつ、大量捕獲技術の開発・普及などを通じて、効果的かつ効率的に捕獲を進めていく必要があります。
- これまでの3本柱の取組をさらに深化・発展させ、より効果的に獣害対策を促進するためには、地域の人材の育成を含め、集落ぐるみ・地域ぐるみで対策に取り組むための「体制づくり」に注力する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

地域ぐるみで取り組む獣害につよい集落づくりを推進することにより、地域住民相互の絆の醸成や地域コミュニティの維持が図られるとともに、被害軽減によって、農林漁業者の生産意欲の向上や生きがいの醸成が図られ、栽培の拡大や農林地の維持・再生につながります。また、狩猟者や地域住民の協力を得ながら「生息数管理」を行うことを通じて、野生鳥獣との共生が図られ、安心して暮らせる農山漁村が実現するとともに、獣肉を地域おこしの素材として活用することで、地域活力の向上につながります。

取組方向

- 獣害につよい集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、集落における捕獲体制の構築などを進める「体制づくり」に取り組みます。また、生活被害の軽減につながるよう関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
- 野生鳥獣による被害防止に向けて、侵入防止柵の計画的な整備やこれまでに開発した大量捕獲技術を活用した捕獲を進めるなど、獣害につよい集落づくりに取り組みます。
- 野生鳥獣との適正な共生をめざした「生息数管理」の実践に向け、増えすぎた野生鳥獣の大量捕獲技術の開発・普及や捕獲を担う人材の確保・育成を進めながら、特に、ニホンジカの生息数推定やサルの群れのモニタリング等を基礎とした個体数調整の強化に取り組みます。
- 獣肉等利活用に取り組む環境づくりを進めるため、県が定めた「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及と、マニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大に取り組みます。また、獣肉等利活用を促進するため、付加価値向上や販路拡大などに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	558 百万円 (26 年度)	460 百万円以下 (30 年度)	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
14701 獣害対策の体制づくりの推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	「獣害対策に取り組む集落」の確保・育成および地域の持続的な捕獲体制の構築を支援するとともに、地域リーダー育成のための指導者育成講座を開催します。また、被害対策の着実な実施に向け、関係機関との情報共有、連携強化に取り組みます。	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数（累計）	470 集落 (26 年度) 600 集落 (30 年度)
14702 獣害につよい集落活動による被害防止の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	集落ぐるみによる追い払いの実施や侵入防止柵の整備とそのメンテナンスなどの取組を支援します。また、市町等が行う有害捕獲活動に対する支援、被害減少に効果的な捕獲技術の実証や普及に取り組みます。	被害が大きい集落の割合	47.0% (26 年度) 36.0% (30 年度)
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組みます。 特に、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害の減少につなげるため、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林省）」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。	ニホンジカの推定生息頭数	56,200 頭 41,500 頭
14704 獣肉等利活用の促進 (主担当：農林水産部フードイノベーション課)	「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及啓発、「みえジビエ登録制度」の拡大とともに、「みえジビエ」の付加価値向上と販路拡大に取り組みます。	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）	817 頭 (26 年度) 1,300 頭

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんのが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有することで、これまで以上に自発的な保全活動を促進する必要があります。
- 県内の野生動植物が置かれている環境は依然厳しい状況から、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に向け、開発などに伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- 県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われています。こうした取組を一層広め、定着させるとともに、自然とのふれあいの場となる自然公園施設の整備に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、豊かな自然やそこで生きる動植物にふれあうことは、自然環境や生物多様性の保全意識を高めるとともに、自然から得られる癒し効果を実感する機会となります。また、県民の皆さんが連携して、自然環境や生物多様性の保全活動を進めることで、地域の魅力のさらなる創出はもとより、地域の絆を深めていくことにもつながります。

取組方向

- 生物多様性の確保に向け、県民の皆さんとの参画を得ながら、県内の希少野生動植物の現状把握と保全に向けた取組を進めます。絶滅のおそれのある動植物の中で、特に保護する必要がある動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づき希少野生動植物種に指定し、保全活動を進めます。また、希少野生動植物種や里地・里山・里海などの保全活動を実施するNPO等に対し、専門知識や必要な情報の提供などに取り組みます。
- 身近な自然環境や生物多様性によって私たちが享受している恩恵などの情報発信を通じて、それらを保全し持続的に利用することの重要性を県民の皆さんに普及啓発していきます。
- 優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るために、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正な管理とともに、外来生物対策を進めます。また、事業者等による開発や河川・海岸等の整備に際しては、自然環境や希少野生動植物に配慮したものとなるよう、適切な指導等に取り組みます。
- 県民の皆さんが快適に自然公園施設を利用できるよう、施設の整備・改修を計画的に進めます。また、県民の皆さんに自然の価値や大切さが理解されるよう、民間活動団体等による地域の自然の魅力を生かしたエコツーリズムの取組を促進します。

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動団体数	74 団体 (26年度)	84 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全 (主担当：農林水産部みどり共生推進課)		目標項目	現状値
県指定の希少野生動植物種の調査や保全活動、外来生物対策の普及啓発に取り組みます。また、里地里山保全活動認定団体等による里山整備やNPO等が行う希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。さらに、自然公園や三重県自然環境保全地域の特別地域など重要な地域において、貴重な生態系を維持回復する取組を進めます。		希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	35.0% (26年度)
15302 自然とのふれあいの促進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課)		目標項目	目標値
利用者が安全に自然公園を楽しめるよう、自然公園施設の維持管理に取り組むとともに、老朽化や災害等で補修が必要な公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。		自然とのふれあい体験の満足度	69.9% 80.0%
〔目標項目の説明〕 県指定希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種に対する保全活動および生態系維持回復事業計画に基づく維持回復活動を実施した割合			
〔目標項目の説明〕 県内のさまざまな自然を体験するプログラム等への参加者の満足度			

政策 III-1 農林水産業

施策3.1.1 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出

県民の皆さんとめざす姿

食への期待が多様化する中、農林水産業や関連産業等に関わるさまざまな主体によって創出された新たな価値が地域資源を活用した商品等の開発に生かされ、商品として提供されることで、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」の実現につながっています。

現状と課題

- 経済のグローバル化や国内市場規模の縮小など、農林水産業や関連産業等を取り巻く厳しい経営環境の中、伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博2017」などの開催を本県の食や木の魅力を国内外に発信していくための絶好の機会としてとらえ、農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や新たな市場の開拓等を加速する必要があります。
- 「三重ブランド」の認定や「みえフードイノベーションプロジェクト」の活動促進など、地域資源の高付加価値化に向けた取組を通じて、農林水産業者や関連産業事業者等による成功事例が生まれてきています。今後も、こうした事例を創出し、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくためには、従来の取組に加えて、事業者の連携を促進することで、消費者に提供していく価値の最大化を図る必要があります。
- 消費者への県産農林水産物の情報発信は十分とはいえないことから、その価値や魅力を的確に消費者などに伝えていく取組を強化する必要があります。
- 農林水産業の分野でも、植物工場や農林水産物の機能性の活用に取り組む経営体が育ってきているものの、一部に留まっていることから、イノベーションを創出する人材、ICTやビッグデータなどを活用できる人材を確保・育成する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

さまざまな主体が連携してイノベーションの促進や県産農林水産物の高付加価値化に取り組むことによって、絆やネットワークの形成、新たな価値を創出できた時の達成感・満足感の醸成などにつながります。また、創出された魅力ある商品やサービスが県民の皆さんに提供されることにより、豊かな食生活の実現などに貢献します。

取組方向

- 伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博2017」などの開催を契機として、県産農林水産物の認知度や、競争力を高め、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の取組をさらに拡大します。また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進します。
- 県産農林水産物の効率的な生産や品質向上、利用拡大等に向けた技術の開発と生産現場等への移転を通じて、新たな商品やサービスの開発を促進します。
- 県産農林水産物の認知度をさらに向上させるため、三重ブランドの認定や地産地消、食育の推進等に企業と連携して取り組むとともに、県産農林水産物の魅力を消費者に的確に伝えられる専門人材の育成など総合的な情報発信に取り組みます。
- 農林水産業の生産性向上や農林水産物の高付加価値化に向け、新たな技術の開発やICT・ビッグデータが活用できる人材などの育成に、産学官が連携して取り組みます。

平成31年度末での到達目標

「みえフードイノベーション」や食のバリューチェーンの構築、農林水産業技術の開発と移転などの取組を進める中で、地域資源などを生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や企業、地域などが増加するとともに、こうした事業者を含むさまざまな主体の連携が強化、高度化することで、新たな需要の開発や市場の開拓などの取組が拡大しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	42.1%	50.0%	「みえ県民意識調査」で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

31101 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 (主担当: 農林水産部フードイノベーション課) 農林水産資源の高付加価値化に取り組む事業者の増加をめざし、「みえフードイノベーション」のプロジェクト活動を促進するとともに、事業者連携の仕組みづくりとして、食のバリューチェーンの構築に取り組みます。	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計) 〔目標項目の説明〕 企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーション・プロジェクト」から生み出された商品等の売上額	4億円 (26年度)	19億円
31102 農林水産技術の研究開発と移転 (主担当: 農林水産部農業戦略課) 地域資源を生かした魅力ある新たな商品やサービスの創出を促進するため、農業・畜産・林業・水産の各研究所において、農林水産技術の開発研究に取り組むとともに、開発した技術等を農林水産事業者などに移転していきます。	農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計) 〔目標項目の説明〕 農業・畜産・林業・水産の各研究所における研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数	155件	315件
31103 県産農林水産物の魅力発信 (主担当: 農林水産部フードイノベーション課) 県産農林水産物に対する認知度向上をめざし、「三重ブランド」に代表される地域の農林水産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めます。	魅力発信により生み出された企業との連携(累計) 〔目標項目の説明〕 県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企業数	—	200社
31104 イノベーションを担う人づくり (主担当: 農林水産部フードイノベーション課) 事業者間連携、研究開発、ブランド化、ICTの活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核的人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。	「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計) 〔目標項目の説明〕 事業者間連携、研究開発、ブランド化等を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数	—	40人

施策3.1.2 農業の振興

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの「食」に対する多様なニーズに応え、安全で安心な農産物が安定的に供給されることがにより、県民の皆さんの健全な食生活の実現につながっています。

また、収益性と高付加価値化を意識した農業への転換や若者が就労の場として農業を選べる環境の整備等が図られ、農業の次世代への継承が実現しています。

現状と課題

- 安全・安心な農産物等の安定供給を図るため、三重県の食料自給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者の皆さんのが期待する価値を發揮することで、持続性の高い「もうかる農業」の実現につなげていくことが求められています。
- 農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%（平成27（2015）年）と高いことから、農業の持続的な発展に向け、TPPなどのグローバル化にも対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現とともに、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成、次世代農業の主軸となる新規就農者の確保・育成を図ることが必要です。
- 中山間地域は、営農条件が整っている平野部に比べ、集落営農組織の育成や新規就農者の確保、担い手への農地集積が進みにくい状況となっています。
- 農業の次世代への継承にあたり、営農の高度化や効率化に対応できる農業生産基盤の整備を計画的に進めていくとともに、農業用施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんのが、多彩な農産物の魅力や農村の美しい景観を感じ、豊かな暮らしを営めるよう、農業および食を支える皆さんとともに、農業の持続的発展、安全で安心な農産物の安定的な供給および農業の有するさまざまな機能の発揮に取り組みます。

また、農業者の皆さんのが、農業に誇りを持ち、農業の未来に展望を描けるよう、新たなチャレンジへの支援や課題に応じたサポートに取り組みます。

取組方向

- 穀類の生産力を維持するため、地域特性を生かした米のブランド化や需要に応じた麦・大豆・飼料用米等の生産拡大、ICT活用による水田営農の低コスト化と水田作物の高品質化を進めます。
- 園芸等産地の維持・発展を図るため、加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培する品目の複合化など、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。
- 畜産経営の競争力強化を図るため、畜産農家を核とした関連産業等の連携により自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築等を進めるとともに、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。
- 強い農業経営を実現するため、農地の集積・集約を加速するとともに、雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、法人化・多角化等経営発展に向けたチャレンジへの支援や企業・福祉事業所等の農業参入の促進等に取り組みます。
- 新規就農者の確保・育成に向け、産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みを構築するとともに、U・Iターン者の就農受入れ環境の整備などに取り組みます。また、農村女性の活躍の場を創出するため、女性の就農や起業、ワーク・ライフ・バランスの促進などに取り組みます。
- 中山間地域等条件不利地域の農業の持続的発展に向け、集落営農組織の育成等により水田営農体制の構築を進めるとともに、産地強化や有機農業の取組など、多様な地域課題等に応じた総合的なサポートを開拓します。
- 営農の高度化、効率化に向け、「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備や農業用施設の適切な維持・更新等を計画的に進めるとともに、優良農地の確保に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されています。また、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、国内外への販路拡大や食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出等により「もうかる農業」が実現されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
農業産出等額 〔創〕	1,138 億円 (26 年)	1,160 億円 (30 年)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
31201 水田農業の推進 (主担当：農林水産部農産園芸課) 「結びの神」をはじめとしたブランド米の生産拡大に取り組み、県産米の需要確保を進めます。また、需要に応じた麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めます。		米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	77.0% (26 年度) 79.0% (30 年度)
31202 園芸等産地形成の促進 (主担当：農林水産部農産園芸課) 野菜の加工・業務用需要や果樹・伊勢茶の輸出への対応など、国内外の新たな需要の取り込みにより、多様な流通に対応できる戦略的な園芸産地を育成します。また、生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向け、卸売市場の適正運営を図ります。		産地改革に取り組む園芸等産地增加数(累計)	15 産地 (26 年度) 40 産地
31203 畜産業の健全な発展 (主担当：農林水産部畜産課) 畜産物の生産コストの低減や高品質化を進めるとともに、ブランド力向上や販路拡大の促進等に取り組みます。また、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。		高収益型畜産連携体数(累計)	4 連携体 20 連携体
31204 多様な農業経営体の確保・育成 (主担当：農林水産部担い手育成課) 農地中間管理事業を活用し農地集積を加速するとともに、農業経営の法人化、多角化等経営発展に向けた取組を支援します。また、多様な農業経営体の育成や中山間地域等における集落営農の推進、地域活性化プランの取組、新規就農者を育成するシステムの構築に取り組みます。		農畜産経営体における法人経営体数(累計)	395 経営体 (26 年度) 495 経営体
31205 農業生産基盤の整備・保全 (主担当：農林水産部農業基盤整備課) 「三重県農業農村整備計画」に基づき、バイオライン化などの高度な生産基盤の整備や津波に備えたBCP ^{注)1} の作成を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。		基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	35.1% 47.1%

注) 1 BCP : 大規模災害に備えた業務継続計画。この施策では、農業用施設や共同施設等の被災からの早期復旧や復興に向け、事前の取組や被災後の業務などを定めた計画のこと。

施策313 林業の振興と森林づくり

県民の皆さんとめざす姿

県産材の需要が拡大し、活発な林業活動が展開されることにより、持続的な森林資源の育成と活用が進むとともに、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画しています。

現状と課題

- 人口減少社会を迎え、住宅着工戸数が伸び悩む中、木材の建築用途でのさらなる利用促進や新たな用途の開拓、販路の拡大に向けた取組を推進し、県産材の需要を拡大していくことが必要です。
- 県内の森林資源の大半は、本格的な利用時期を迎えているものの、木材価格の低迷による採算性の悪化などから、その多くが伐採されず、活用されない状況が続いています。一方で、木質バイオマス発電所の稼働によって木質チップ原料の需要は高まっており、この機会に、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を図り、素材生産量の増大に取り組む必要があります。
- 林業従事者が減少傾向にある中、効率的な森林施業の実践により、素材生産量の増大を図るため、必要な担い手を確保するとともに、高い技術を持った人材の育成が課題です。
- 豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。また、森林の持つ公益的機能を十分に發揮させるため、間伐の実施など、森林の適正な管理が必要です。
- 森林は県民共有の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で進めるためには、森林づくりに取り組む活動団体を増加させ、森林環境教育や木育を推進する必要があります。また、そのための指導者や活動団体と、学校などをコーディネートする人材等の確保・育成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

中山間地域の貴重な産業である林業を活性化することで、若者やU・Iターン者などの働く場を創出するだけでなく、そこで生活する人びとのつながりや絆を深めることにつながります。また、森林づくりにさまざまな形で県民が参画することで、森林や木材への親しみが深まり、次世代に豊かな森林を健全な形で引き継いでいく意識の醸成につなげます。

取組方向

- 県産材の需要拡大に向け、品質や性能が明確な製材品の生産拡大や大消費地等での販路開拓などに取り組むほか、公共建築物への利用を促進します。また、県産材の輸出や新規用途の開拓、CLT（直交集成板）などの新たな需要の創出に取り組みます。
- 低コスト造林の推進等により主伐を促進することで素材生産量を増大させるとともに、森林經營計画に基づく森林施業の集約化、路網や高性能林業機械等の基盤整備など、生産体制の強化に取り組みます。また、木材の流通の合理化や木質チップ原料を含めた供給体制の構築を進めるなど、川上から川下までの対策を一体的に進めます。
- 効率的な木材生産や森林施業を実践するために必要な林業技術者の育成に取り組みます。また、将来の森林・林業を支える人づくりのための新たな教育・研修機関の検討を進めるなど、次代を担う林業就業者等の確保・育成に取り組みます。
- 森林の有する公益的機能が十分に發揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害に強い森林づくりを進めます。また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、特定水源地域内の保安林指定や森林の公的管理を進めます。
- 県民の皆さんの森林づくりへの参画を進めるため、森林づくりを行うさまざまな活動主体に対し、各種イベントの開催等を通じて、必要な情報の提供に取り組みます。また、新たに開設した「森林づくりサポートセンター（仮称）」において、森林づくりを行う活動団体へのサポートに取り組むとともに、市町との連携により、森林環境教育や木育を推進するほか、地域の実情に応じた森林づくりを促進します。

平成31年度末までの到達目標

建築用材や木質バイオマスなど、さまざまな用途での県産材の利用が進み木材生産量が増加するとともに、若者が林業の現場に定着し、間伐などの森林整備のほか、主伐に伴う再造林等が着実に実施され、森林の循環利用につながっています。また、森林環境教育や木育の実施など、森林に親しむ機会が増え、さまざまな主体による森づくり活動が活発に行われています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県産材（スギ・ヒノキ）素材 生産量 創	315 千m ³ (26 年度)	426 千m ³	県内で生産されるスギ、ヒノキの供給量
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
31301 県産材の利用の促進 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 「三重の木」認証材等の県産材の需要拡大に取り組むとともに、建築用途や合板用途、木質バイオマスのエネルギー利用など木材の積極的な活用を進めます。また、木材の輸出促進やC L T 等県産材の新たな需要の創出に取り組みます。	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合	17.0% (26 年度)	25.0%
31302 持続可能な林業生産活動の推進 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 生産林を対象に、森林経営計画等に基づく森林整備や林道・森林作業道等の路網整備、高性能林業機械の導入等による経営基盤の強化など、持続可能な林業生産活動を促進します。	森林経営計画認定面積（累計）	41,662ha (26 年度)	62,000ha
31303 林業・木材産業の担い手の育成 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 効率的な森林施業を実践できる高い技術を持つ人材の育成に取り組みます。また、新規就業者等の確保・育成に向け、新たな教育・研修機関の検討などを進めます。	新規林業就業者数 創	40 人 (26 年度)	44 人
31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 手入れ不足などにより、公益的機能が低下している森林の機能を回復するため、間伐等森林整備を促進します。また、雨水が集中する谷や災害が起こりやすい渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備に取り組みます。	公的森林整備面積	2,671ha (26 年度)	2,000ha
31305 みんなで支える森林づくりの推進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 県民の皆さんや企業、ボランティアなどさまざまな主体に、各種イベントの開催などを通じて、森林づくりに必要な情報の提供を行います。また、「みえ森と緑の県民税」を活用し、学校や地域での森林環境教育や木育を推進するほか、市町による地域の実情に応じた森林づくりを促進します。	森林づくりおよび 森林環境教育などの 活動の進展度	57,956 人 (26 年度)	66,000 人
【目標項目の説明】 県内製材工場から出荷される県産丸太を用いた「J A S 製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の建築用材に占める割合			
【目標項目の説明】 森林所有者や経営の委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の認定面積			
【目標項目の説明】 林業事業体（森林組合、素材生産業者等）への新規就業者数			
【目標項目の説明】 森林の公益的機能を高めることを目的として、公的な管理により森林整備等を実施した面積			
【目標項目の説明】 県民の皆さん、企業、森づくり活動団体など、さまざまな主体による森林づくり活動や森林環境教育などに参加した人数			

施策314 水産業の振興

県民の皆さんとめざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることの素晴らしさを実感しています。

現状と課題

- 水産業を取り巻く環境が厳しい中、水産業・漁村の活性化には、浜ごとに抱える課題を整理し、対策に取り組む必要があります。また、国内では魚価の低迷や消費者の魚離れが進む一方、海外では水産物需要が拡大していることから、国は輸出拡大策を強化しています。
- 燃油や配合飼料価格の高騰により漁家経営が一層厳しさを増す中、漁業就業者の高齢化と減少が急速に進行しています。また、水産業・漁村における中核的組織である漁協の多くは、事業規模が小さく経営基盤が脆弱です。
- 水産資源の状況が悪化する中、今後も漁業を継続していくためには、資源を管理し増殖する取組や漁業秩序の維持が重要となっています。また、伊勢湾をはじめとする内湾域では水質の浄化機能を有する藻場・干潟が減少しています。
- 南海トラフ地震など大規模地震発生の緊迫度が高まる中、漁港施設の老朽化が進んでおり、地震・津波から漁村を守るため、施設の耐震化・長寿命化を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

水産物や漁村の食文化など多様な資源が生かされ、地域が活気にあふれ、賑わうよう、漁村の課題を解決する取組を支援します。また、多様な水産業の担い手の確保・育成に向け、漁村への定着を支援する取組を漁業者や関係機関と連携して進めます。さらに、南海トラフ地震など大規模地震・津波に対し、漁港で働く人びとが、安心して生産活動に取り組めるよう、水産基盤の整備を進めるとともに漁港BCPの策定に取り組みます。

取組方向

- 水産業・漁村の活性化などに向けて、「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実践を支援するとともに、県産水産物の高付加価値化や消費拡大の取組、海女漁業や養殖業の振興などの取組を進めます。また、海外の魚食嗜好の高まりを好機ととらえた輸出の促進に取り組みます。
- 漁家経営の安定に向けた支援に取り組むとともに、「漁師塾」など水産業・漁村の多様な担い手を確保・育成する取組を進めます。また、漁協合併等による経営基盤の強化を促進します。
- 水産資源の回復をめざした資源管理の徹底や栽培漁業の推進、漁業取締りの強化等により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図るとともに、漁場環境の保全のため、藻場・干潟等の再生保全に取り組みます。
- 地震・津波への対応や持続的な水産業を実現するための生産基盤の整備、住民が安心して快適に生活できる漁村の整備を計画的に進めます。また、被災時の緊急物資の輸送手段の確保や水産業の早期復旧を目的とした「漁港BCP」の策定に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

県産水産物の高付加価値化や輸出の促進、水産資源の管理や漁場環境の保全などが進むことにより、「もうかる水産業」の実現が図られ、多様な担い手が確保されることで、県民の皆さんへの期待に応える水産物が安定的に供給されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
漁業者1人あたり漁業生産額 〔創〕	593万円 (25年)	667万円 (30年)	漁業者1人あたりの海面漁業（養殖業を含む）生産額
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
31401 高い付加価値を生み出す水産業の確立 (主担当：農林水産部水産資源課)		目標項目	現状値
「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実践に取り組む漁業者等を支援します。また、アサクサノリや「海女もん」商品等の高い付加価値を生み出す経営体の育成や6次産業化、輸出の促進、魚食普及、養殖業の振興等に取り組みます。		県産水産物の海外販路拡大件数（累計）	一 12件
31402 水産業の担い手の確保・育成 (主担当：農林水産部水産経営課)		目標項目	現状値
「漁師塾」などによる新規就業者の定着支援、水産業普及指導員による技術指導および制度資金等の活用による漁家経営の安定化、合併等による漁協の経営基盤の強化に対する支援等を進めます。		新規漁業就業者数 (45歳未満) 〔創〕	30人 (26年度) 42人
31403 資源管理・漁場環境保全等の推進 (主担当：農林水産部水産資源課)		目標項目	現状値
持続的生産が可能な水産業の確立に向け、資源管理の徹底を推進するとともに、魚介類の種苗放流を通じて積極的な資源の増大を図る栽培漁業の推進、漁業秩序の維持等に取り組みます。また、漁場環境の保全のため、藻場・干潟等の造成に取り組みます。		資源管理に参加する漁業者の割合	14.0% (26年度) 30.0%
31404 水産基盤の整備・保全 (主担当：農林水産部水産基盤整備課)		目標項目	現状値
安全で持続的な水産業を実現するための漁港施設の耐震化や長寿命化、「漁港BCP」の策定、生産性を高めるための拠点漁港や共同加工施設の整備、快適な漁村を構築するための集落道路等の生活環境の整備などを促進します。		耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数（累計）	2漁港 4漁港

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 守る ~命と暮らしの安全・安心を実感できるために~

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
147	県民 指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	農林水産業の被害金額は、国が調査に基づいて公表しております。農林水産業に対する総合的な獣害対策の効果として、県民にとって最もわかりやすいと考えられることから選定しました。	農林水産業者等が総合的な獣害対策の効果を実感できるためには、さらなる被害金額の減少が必要です。國の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、被害金額を460百万円以下に減少させることを目標として設定しました。	558百万円 (26年度)	460百万円 以下 (30年度)
14701	活動 指標	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数（累計）	獣害対策に取り組む活動主体の基礎は集落であり、その体制を整えることが重要であることから選定しました。	ここ数年のアンケート調査により被害があると回答する約880集落のうち、被害が「甚大」または「大きい」と回答する集落が約600存在することから、何らかの獣害対策に取り組む集落を、600集落以上育成することを目標として設定しました。	470集落 (26年度)	600集落 (30年度)
14702	活動 指標	被害が大きい集落の割合	集落で取り組むさまざまな被害防止対策の効果は、被害に対する住民の実感としてあらわれることから選定しました。	國の方針に合わせて、ニホンジカの生息頭数を10年後に半減させた場合、被害が大きいと予想される集落の割合は、20%になるとの解析結果に基づき、現在のアンケート巡回収数約1,300集落のうち、被害が大きい約600集落（47%）を10年後に260集落（20%）に減少させることを目標に、4年後には約470集落（36%）にすることとして、目標値を設定しました。	47.0% (26年度)	36.0% (30年度)
14703	活動 指標	ニホンジカの推定生息頭数	野生獣の生息頭数のモニタリングは、ニホンジカで方法が一定、確立されており、このモニタリングによって、適切な生息数管理が可能であることから選定しました。	平成24年度のニホンジカ、イノシシの生息頭数を平成35年度までに半減させるという國の目標に従い、県内のニホンジカの生息頭数を平成35年度までに半減（約32,500頭）させためには平成31年度に41,500頭とする必要があることから設定しました。	56,200頭	41,500頭
14704	活動 指標	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数が、野生獣肉の利活用の拡大を示す指標であることから選定しました。	みえジビエ登録事業者を増やし、ジビエの需要拡大により、利活用頭数を毎年100頭ずつ増加させることを目標値として設定しました。	817頭 (26年度)	1,300頭

(別冊数値目標一覧 P17 P18)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
153	県民指標	自然環境の保全活動団体数	生物多様性の調査や観察会、里地・里山・里海の保全活動など、自然を守る活動の実施団体を育成し、活動が広がることか、施策の成果を示すものであることから選定しました。	自然環境の保全活動をより多くの活動団体が自主的かつ継続的に実施することが重要であるため、活動団体数を現状値から10団体増やすことを平成31年度の目標値として設定しました。	74団体 (26年度)	84団体
15301	活動指標	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	特に保護が必要な県指定希少野生動植物種や貴重な生態系を保全するためには、迅速かつ着実に保全活動等を実施する必要があることから選定しました。	県指定希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種と「生態系維持回復事業計画」に基づく維持回復活動数の合計を母数に、平成31年度までに、全てにおいて、保全活動を実施することを目標として設定しました。	35.0% (26年度)	100%
15302	活動指標	自然とのふれあい体験の満足度	自然公園等を活用したさまざまなプログラム等の参加者の満足度を高めることが、県民の皆さんによる自然とのふれあいの機会の増進につながることから選定しました。	自然体験活動団体が行ったプログラム参加者への満足度調査で、参加者満足度が全体平均(69.9%)よりも高かった活動団体の平均程度(80.0%)まで、全団体の参加者満足度を向上させることをめざし、設定しました。	69.9%	80.0%

(別冊数値目標一覧 P20)

III 拓く ~強みを生かした経済の躍動を実感できるために~

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
311	県民指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	イノベーションの創出によって生み出された付加価値の高い県産農林水産物やその加工品の販売拡大の効果は、県民の皆さんの魅力実感の程度にあらわれると考えられることから選定しました。	平成31年度の「みえ県民意識調査」において、回答した県民の半数(50%)が実感していることをめざして設定しました。	42.1%	50.0%
31101	活動指標	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	イノベーションの創出による直接的な成果を測る指標として適当であることから選定しました。	フードイノベーション商品の平成24年度から26年度までの3か年の平均売上額をベースに、今後開発販売を進める新商品等の売上増加額等を勘案して設定しました。	4億円 (26年度)	19億円
31102	活動指標	農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	県の農林水産研究所における研究成果等は、農林水産業者や食品関連事業者が県民の皆さんに提供する商品やサービスなどに活用されることで、農林水産事業者の収益向上につながることから選定しました。	県の研究所におけるこれまでのフードイノベーションに関する研究の成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	155件	315件
31103	活動指標	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	県産農林水産物の魅力を効果的に発信していくためには、企業の県産農林水産物に対する評価を高め、連携した取組を実施していくことが重要であることから選定しました。	地産地消や食育、ブランド化の推進に際し、これまで事業者などと共同でPRなどに取り組んできた状況をふまえ、年間50社との連携を確保することを目標値として設定しました。	—	200社
31104	活動指標	「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計)	「みえ農林水産ひと結び塾」では、個別分野だけでなく、多様な分野と連携してイノベーションを生み出せる人材の養成を目的としていることから選定しました。	事業連携、研究開発、ブランド化等の各分野から、数名程度を確保し、4年間で40人の人材を養成することをめざして設定しました。	—	40人

(別冊数値目標一覧 P39)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
312	県民指標	農業産出等額 【創】	食料の安定供給とともに、「もうかる農業」の展開を本格化させることを通じ、農業収益を確保していくことが重要であることから選定しました。	農産物単価を現状水準と想定（経営所得安定対策等による支援措置を想定）した上で、米の需給見通し、麦・大豆等の振興方針、園芸・畜産の生産動向をふまえつつ、平成30年産にはTPPによる影響も考慮し、4年間で22億円の増をめざして設定しました。	1,138億円 (26年)	1,160億円 (30年)
31201	活動指標	米、小麦、大豆の自給率 (カロリーベース)	県民に食料を安定的に供給していくためには、供給力ロリーの8割を占める米、小麦、大豆の生産力を維持していくことが重要であることから選定しました。	米の生産量は国の「食料・農業・農業基本計画」をもとに、麦・大豆は、食品事業者なども参画した振興会議などで合意されている振興方針等をもとに、4年間で2%増をめざして設定しました。	77.0% (26年度)	79.0% (30年度)
31202	活動指標	産地改革に取り組む園芸等 産地増加数 (累計)	園芸等産地の維持・発展を図るために、現状の市場出荷だけでなく、多様化する需要に対応するとともに、新規産地を育成することが必要であることから選定しました。	これまでの実績をふまえ、県内の主要産地(野菜37、果樹27、花卉9、茶3)の約5割で、産地改革を進めるこことをめざして設定しました。	15産地 (26年度)	40産地
31203	活動指標	高収益型畜産 連携体数 (累計)	畜産業の健全な発展を図るために、畜産経営体がさまざまな関係者と連携し、生産性の向上や畜産物の高付加価値化、さらには雇用の創出等をめざすことが重要であることから選定しました。	収益性の高い「もうかる畜産業」に取り組む連携体を各畜種(肉牛、酪農、養豚、養鶏)ごとに毎年1連携体育成していくことをめざし、4年後に20連携体を育成することを目標として設定しました。	4連携体	20連携体
31204	活動指標	農畜産経営体 における法人 経営体数 (累計)	法人化や企業の農業参入を進めることにより、農業経営体の雇用力を高めていくことが重要であることから選定しました。	国の法人化目標と県のこれまでの取組状況をふまえ、毎年20経営体を法人化することをめざし、平成31年度の目標を495経営体と設定しました。	395経営体 (26年度)	495経営体
31205	活動指標	基盤整備を契機とした農地 の担い手への 集積率	良好な生産基盤の確保・整備状況と、基盤整備の事業効果をあらわす指標として適当であることから選定しました。	「三重県農業農村整備計画」に定めるH32年度の中間目標(50%)に基づき設定しました。 (対象面積: 4,487.7ha)	35.1%	47.1%

(別冊数値目標一覧 P40)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
313	県民指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量【創】	林業を活性化させるためには、森林資源を活用していくことが必要であることから選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」に定める平成37年度の素材生産量を確保していくため、現状値を基準にして、必要な素材生産量を算定し、目標値に設定しました。	315千m ³ (26年度)	426千m ³
31301	活動指標	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合	県産材の需要を拡大するためには、品質や性能の明確な「三重の木」認証材など、県産材の利用を高めていく必要があることから選定しました。	県産材の需要拡大を図るために、住宅や公共建築物等への「三重の木」認証材などの利用促進に取り組むことにより、現状値から毎年2%ずつ増加することを目標値として設定しました。	17.0% (26年度)	25.0%
31302	活動指標	森林経営計画認定面積（累計）	持続可能な林業生産活動を推進していくためには、森林経営計画に基づく効率的に計画的な森林施業の実施が不可欠であることから選定しました。	県民指標で目標とする平成31年度の素材生産量を実現するために必要となる森林経営計画認定面積（集約化団地面積）を、目標値として設定しました。	41,662ha (26年度)	62,000ha
31303	活動指標	新規林業就業者数【創】	主伐や間伐等の森林整備を着実に実施するためには、不足する林業従事者を新たに確保・育成していく必要があることから選定しました。	県民指標で目標とする平成31年度の素材生産量を実現するために必要な主伐や、それに伴う再造林、下刈り、間伐等の森林整備を実施する体制を確保するのに必要な新規就業者数を目標として設定しました。	40人 (26年度)	44人
31304	活動指標	公的森林整備面積	森林の公益的機能を発揮させていくためには、市町にも働きかけながら、公的に保全すべき森林の適正管理を進めていく必要があることから選定しました。	環境林のうち整備を要する森林について、20年に一度の間伐等の森林整備を実施する場合、毎年約2,000haの整備が必要となることから、公的森林整備を実施する面積の目標として設定しました。	2,671ha (26年度)	2,000ha
31305	活動指標	森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度	みんなで支える森林づくりを進めるためには、NPOの活動や企業の森、漁民の森、みえ森と緑の県民税を活用した森林づくりなどを通じて、県民の参加を促していくことが必要なことから選定しました。	これまでの企業や森づくり活動団体の取組など森林づくりに参加した人数をふまえるとともに、みえ森と緑の県民税を活用した取組の見通しなどを勘案し、参加者を現状値から毎年度2,000人ずつ増加させすることを目標として設定しました。	57,956人 (26年度)	66,000人

(別冊数値目標一覧 P41)

施策 基本 事業 番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
314	県民 指標	漁業者1人あたり漁業生産額 【創】	水産業の成長産業化に向けた取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させていく中で、漁業所得の確保が重要であり、効果を示す指標として適切であることから選定しました。	水産業の成長産業化の取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させることで、漁業者1人あたりの漁業生産額を12%増加させることとして、目標値を設定しました。	593万円 (25年)	667万円 (30年)
31401	活動 指標	県産水産物の海外販路拡大件数（累計）	県産水産物の輸出促進を図り、恒常的な輸出を実現することが水産業の成長産業化に寄与することから選定しました。	水産部会に所属する事業者あたり1件を実現することとして、平成31年までに全会員が契約を成立させることをめざして設定しました。	一	12件
31402	活動 指標	新規漁業就業者数（45歳未満） 【創】	漁師塾の地区拡大によるIターンやJターン者の受け入れ、新たな協業体など雇用力のある経営体の育成といった取組を進め、若い45歳未満の新規就業者を確保していく必要があることから選定しました。	これまで新規漁業就業者を毎年30人程度確保してきたことから、今後も毎年30人確保することに加え、漁師塾の地区拡大や協業体の育成といった取組を進めることで、45歳未満の新規就業者を毎年3人ずつ増加させることとして、目標値を設定しました。	30人 (26年度)	42人
31403	活動 指標	資源管理に参加する漁業者の割合	水産資源を持続的に利用するためには、公的な管理措置のほか、漁業者による自主的な資源管理措置が重要です。資源管理計画は漁業者自らが作成・実践する取組であることから選定しました。	持続的な水産物供給体制を構築するには、より多くの漁業者が資源管理計画を策定・実践することが重要であり、今後の持続的な水産資源利用の主体となる若い世代（50代半ばまで）の全漁業就業者の参加を目標とし、現在の倍程度の30%を目標値として設定しました。	14.0% (26年度)	30.0%
31404	活動 指標	耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数（累計）	岸壁は、漁獲物の水揚げに欠かすことのできないものであり、また災害時の緊急物資の輸送および災害後の水産業の早期再開に寄与することから、成果を示す指標として適切であり、県民にわかりやすいことから選定しました。	地域防災計画において、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路を確保するため、4漁港を防災拠点漁港として耐震岸壁の整備に取り組んでいます。平成31年度までに整備を完了することをめざして目標値を設定しました。	2漁港	4漁港

(別冊数値目標一覧 P42)

第3次三重県食育推進計画(仮称)

(中間案)

「赤ちゃんからお年寄りまで
みえの地物でみんなで食育！」

平成28年3月

三 重 県

第3次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

平成17年に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年2月に「第2次三重県食育推進計画（以下「県2次計画」という）」を策定し、これに基づき様々な取組を行ってきました。

この結果、家庭において、生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校においては、「食に関する指導の全体計画」の策定が進むなど、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域においてさまざまな主体が連携した普及啓発活動等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、食育を次世代につなげていくための若い世代に対する取組や、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸の取組をさらに充実させる必要があることや、農林水産物とその生産現場への理解増進や地域の食文化の継承などが課題となっていることから、食に関わる皆さんが、連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。また、平成28年5月の伊勢志摩サミットの開催に向けて、三重の食への関心が高まっています。これを契機に食に関わる全ての皆さん改めて自分達の食を見つめ直し、食育の推進につなげていく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画の策定の方向性

「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！」

今後の食育の推進にあたっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」（食育基本法第2条）を旨とし、これまで行ってきた取組とその成果を踏まえ、このキャッチフレーズを掲げ、「みえの食育」に取り組みます。

このキャッチフレーズには、以下の思いが込められています。

- ・ 乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民が健全で充実した食生活を実現すること
- ・ 私たちの財産である、各地域の特色ある気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習などの食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・ 食に関わる全ての皆さんと、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

なお、本計画の期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

第2 「みえの食育」に取り組む方針

1 赤ちゃんからお年寄りまでの食育

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんのが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じていきます。特に、生涯にわたる食習慣の基礎となる、子どもへの食育の取組を確実に推進するとともに、20歳代及び30歳代を中心とする若い世代が、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、取組を推進します。

また、少子高齢化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防など、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

2 みえの地物で食育

県内の各地域の気候・風土に応じて生産される様々な農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、食生活に係る地域の風習などの食文化が次の世代へ維持、継承されるよう支援を行います。

特に、地産地消運動や、農林漁業の体験活動に係る施策等を講じることにより、県民の皆さんのが県産農林水産物に触れ親しむ機会を増大させるとともに、生産者を始めとする多くの関係者により食が支えられていることを知る機会の増大に取り組みます。

また、これらにより、食への理解と感謝の念を醸成するとともに、食品ロスの削減、リサイクルなど環境を意識した食育を推進します。

3 みんなで食育

食育の取組は幅広い分野にわたるため、多様な関係者との連携・協力を図りながら、食に関わる全ての皆さんのが、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めています。

また、市町による食育推進計画の策定と、これに基づく施策の展開について必要な支援を行っていきます。

4 食卓囲んでコミュニケーション

家族などと一緒に食事をすることは、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会であるとともに、お互いの絆を深め、精神的な豊かさをもたらすものです。そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、誰かと食卓を囲む共食(※1)への理解と実践の促進を図ります。

5 学ぼう、食の安全・安心

食の安全・安心の確保は、食生活における基本となるものであり、継続的に取り組んでいくべき課題です。食の安全に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく安心して選択していくことができるよう情報発信や学習機会の提供を推進していきます。

第3 具体的施策

1 家庭における食育の推進

家庭は、日々繰り返す食生活の中で、食事や団らんを楽しみながら親から子、孫へと食に関する習慣や知識が受け継がれていく、食育にとって重要な場です。

また、子どもの頃に身に付けた食習慣は生涯にわたって影響するものであり、子どものうちに健全な食生活を確立することが重要です。

そこで、日常生活の基盤である家庭において、食育の取組が確実に実施されるよう施策を行います。

(1) 生活リズムの向上

適切な生活リズムを身に付けることは、健全で充実した生活を実現する上で重要なものです。とりわけ、食に関する生活リズム（食習慣）は健康に関わるものであり、家庭において身に付けていくことが非常に重要です。

そこで、食の観点からの適切な生活リズムの習得と質の向上、特に、生活リズムのはじまりともいえる朝食について、その欠食の減少と質の向上について取り組むため、地域住民、民間団体、企業、学校、保育所、市町等への支援を行いながら情報発信や啓発活動を行います。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

家族などと食卓を囲んで楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点ともいえるものであり、食文化や作法の継承、世代間交流など子育てにとって重要なものと考えられます。

また、生涯にわたる健康づくりと健全な食習慣の基盤として、幼少期から健康や栄養、さらに食の安全、食べ残しなどの食に関する環境問題などについて正しい知識を学び、適切な食習慣を習得することが重要です。

このため、家庭では食文化や作法などさまざまな食の情報が子どもに伝えられ、また、なにより食を楽しいものとして感じるよう、家族とともに食事をする機会を増やしていくことが重要となります。

このような家庭での取組を支援するため、各種の子育て支援活動や地域づくり活動などの機会を通じて、共食の重要性とともにさまざまな食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育の推進を図ります。

また、学校、保育所等の保護者に対し、給食だよりやリーフレット等を配付し、適切な栄養管理など食育に関する知識等の啓発に努めます。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦の安全な出産と産後の健康回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊産婦が食生活への関心を高めて正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践することが重要となります。

そこで、妊産婦等への栄養指導、食生活指導の充実を促し、さまざまな機会を通じて啓発を行うことにより、食生活への関心が高まるように努めます。

また、乳幼児期は心身の機能や食行動が著しく発達する時期であることから、発育・発達段階に応じた食生活を促すことにより健康的な食習慣、生活リズムが定着するよう努めます。

これらについては、市町と協働し、母子保健計画(※2)等との整合を図り、保健医療、子育て支援等の連携と栄養指導の充実に努めます。

(4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年期は、食への無関心さ、過度の瘦身志向、ストレスの増大などにより不規則な食生活や栄養バランスの欠如等が問題となりやすい時期です。このため、生活習慣の基本となる家庭において、正しい食への知識と理解があり、健全な食生活が実践されていることが重要です。そこで、適正な食生活と適正体重、瘦身による弊害等についての啓発に努めます。

また、県産農林水産物を活用した料理体験などへの参加を促し、食文化ならびに地域食材への理解醸成に努めます。

2 学校、保育所等における食育の推進

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる重要なものです。

そこで、学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもたちの発達段階に応じた食育推進活動を行い、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう施策を行います。

(1) 学校における食に関する指導の充実

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記されており、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じた食育の推進を図る必要があります。そのため学校は、子どもたちが食について計画的に学ぶことができるよう、校長がリーダーシップをとり、食育担当者(※3)や栄養教諭(※4)を核とし、全教職員の共通理解のもと、食に関する指導の全体計画を作成し、より効果的な指導を推進します。

また、学校は学校教育活動のさまざまな場面を通じて、食生活と健康、規則正しい生活の大切さ、食文化、食の安全・安心等の食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう努めます。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理に関する体験、食品廃棄物の再生利用等に関する体験等、子どもたちのさまざまな体験活動を進めます。

これらの取組について、学校関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めます。

(2) 学校給食の充実

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進するため、学校給食の一層の充実を図ります。

学校給食に地場産物を使用したり郷土料理を取り入れることは、子どもたちが地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる皆さんや食への感謝の気持ちを育むなど、大きな教育的意義を有しています。このため、農林漁業者等地域の皆さんとの交流を促進するとともに、子どもたちが栽培、収穫したものの給食食材への活用などを行い、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として一層活用されるよう取り組み、地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念の醸成を図ります。

農林漁業者や関係団体等と連携し、学校給食への地場産物の安定的な納入体制づくりの支援を行うとともに、「みえ地物一番給食の日」(※5)の取組を定着させるなど、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。

また、地場産物が給食に導入される機会を拡大するため、食品関連事業者や生産者団体等と学校給食従事者との情報・意見交換を行う場を設置し、新たな地域食材を活用した食品の開発支援などを進めます。

食物アレルギーを有する子どもへの対応については、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」(平成27年12月 県教育委員会作成)をもとに、子どもたちの実態を把握し、個に応じた給食の提供を進めるとともに、安全性を優先した適切な対応に努めます。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

子どもの肥満は生活習慣病の大きな要因であり、また過度の痩身は健やかな成長を阻害する要因となります。肥満と過度の痩身の予防には、早期から適切な食生活や運動の習慣を身に付けることが重要です。

このため、子どもやその保護者等に対して健全な食事・運動を維持するための啓発を行うとともに、学級担任や栄養教諭、養護教諭、学校医等が連携して、偏食や、肥満・痩身の傾向にある子どもとその保護者への個別的な相談指導を推進します。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期です。

保育所等においては、家庭や地域社会と連携のもと、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、管理栄養士（※6）、栄養士、調理員等職員が協力して食育を実践するとともに地域の子育て家庭への食育の情報発信拠点となるよう啓発活動に努めます。

3 地域における食育の推進

食育は、乳幼児から高齢者に至るまで継続的に行われるべきものであり、「生涯食育社会」の視点で取り組まれていくことが必要です。

また、農林水産業の営みをはじめとする食に関するさまざまな取組は、日々の生活とともに特色ある地域文化の基礎ともなっており、地域社会全体で理解を深めて取り組んでいくことが重要です。

さらに、全ての県民の皆さんのがいきいきと暮らす地域であるためには、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養への対策、運動習慣の定着などに取り組んでいく必要があります。

そこで、地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員（※7）などによる活動や、食品関連事業者による取組、さらにさまざまな地域活動と連携し、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を行います。

(1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進

20歳代及び30歳代を中心とする若い世代の皆さんは、これから親になる世代であり、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、食に関する意識を深め、意識を高めていくことが重要です。そこで、さまざまな主体と連携した地産地消の取組、農林漁業体験、消費喚起の取組、健康づくりの取組などを通じて、効果的な情報提供に努めます。

また、社会環境が変化する中で、子どもから高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんのが食への知識と理解を深められるよう、情報発信や学習機会の提供に努めます。

(2) 健康寿命の延伸につながる食育推進

県民の皆さんの健康寿命の延伸のためには、糖尿病などの生活習慣病の予防や肥満、過度の痩身、高齢者における食生活の質の改善などに努めることが重要です。

そこで、生活習慣病予防及び改善、介護予防の視点から、県民の皆さんのが年代やライフスタイルに応じて望ましい食生活や適度な運動ができるように引き続き「みえの食生活指針」（※8）の普及と定着に取り組みます。

また、豊かな食生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達や維持と、味わいやこころのくつろぎにつながる食べ方に関心を持つことが重要であり、関連する情報の提供や歯科保健活動の推進を行います。

これらの取組については、「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、NPO、

企業、関係機関・団体、大学、市町と連携して行います。

(3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

主食・主菜・副菜をそろえ栄養バランスに優れた「日本型食生活」(※9)は健全な食生活を送るうえで重要であり、また、本県の恵まれた気候・風土やさまざまな生産技術により育まれた地域食材や食文化を見つめ直すきっかけとしても期待されます。

そこで、地域食材・食文化に関する情報提供を行うとともに、食生活改善推進員との連携などにより日々の食事に地域食材を活用することや、一日の食事の組み合わせなどを示した「食事バランスガイド(※10)」等の普及を図り、「日本型食生活」の実践を進めます。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

県民の皆さんのが、生活習慣病の予防や健康増進を推進するには、家庭の食事だけでなく、外食や惣菜・持ち帰り弁当などを家庭で食べる中食(なかしょく)を含めた食事の管理が大切です。

そこで、「健康づくり応援の店」(※11)や「みえ地物一番の日」(※12)キャンペーン協賛の事業者による取組などと協働し、栄養成分表示や「野菜たっぷり」、「低脂肪」、「塩分控えめ」などの健康に配慮したメニューなどを通じ、バランスのよい食事に役立つ情報の提供機会を増やすとともに、食品関連事業者が行う食育に関する体験活動の実施を促します。

(5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承

地産地消を、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することを通じて、自らの生活や地域のあり方を見直そうとする県民運動として進めており、この取組を、県民の皆さんのが、地域の農林水産業の営みや食文化について見つめ直すきっかけにしていただきたいと考えています。

このため、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンや農林漁業者と連携した「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進する中で、農林水産業の営みの「見える化」や農林水産物等の県産品の魅力発信に取り組みます。さらに、農林漁業者、生産者団体、食品関連事業者などと連携し、県内で生産されるさまざまな農林水産物等の食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進します。

また、地産地消の取組は、地域の产品を用いた料理や調理方法や食生活に係る地域の風習等、本県の貴重な財産である食文化を県民の皆さんに見つめ直していただく取組でもあります。このため、さまざまな主体と連携しながら、食文化の維持・継承に向けた取組や情報発信を推進します。

(6) 農林漁業体験を通じた食育推進

県民の皆さんのが、食べ物を大切に思う心や食に関する感謝の念を養うためには、農林漁業者を中心とする多くの関係者により食が支えられていることを知り、食を生み出す農林漁業や農山漁村への理解を深めることが重要です。

このため、農林漁業体験や地域の食体験により、各地域の気候や風土に応じて営まれる農林漁業やさまざまな生産物、それを育む農山漁村に、子どもから高齢者までの幅広い世代の県民の皆さんのが触れ、親しめるよう、農林漁業者、関係団体、企業、教育関係者等さまざまな主体の連携を深めるとともに、情報発信や研修会の開催等を行います。

(7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組

家庭から排出されるごみのうち、約4割を生ごみが占めており、その中には食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）が多く含まれています。

そこで、地域で活動する関係団体、NPO、市町などさまざまな主体と連携し、食品ロスの削減に向けて「もったいない」という環境意識を育むための普及啓発を行います。特に、子どもたちに対しては、学校や地域において自発的・自主的に食べ残しのない食生活が実践できるよう環境学習を推進します。

また、食品関連事業者等の食品リサイクルの取組と連携した食育の推進に努めるとともに、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料等を使って生産された農林水産物の利用を、地産地消の取組として支援します。

(8) 専門的知識を有する人材の養成・活用

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんに対して食育を進めいくためには、個々の主体が取り組むだけでなく、地域全体として取り組むことが重要ですが、そのためには地域の取組の核となる専門的な知識を有する人材が必要となります。このため、教育、医療、福祉、行政等の各職域で栄養指導等を行う管理栄養士や栄養士、給食施設、飲食店等に従事する調理師、農林漁業者、企業や団体等、食に関わる皆さんに対して、資質の向上に向けた研修会を開催し、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。

(9) 食の安全・安心確保に関する取組

県民の皆さんのが「安全で安心な食生活」を主体的に実践するためには、自ら食を選択し、適切に食を扱う力を習得することが重要です。

平成20年6月に制定した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（※13）に基づく「三重県食の安全・安心確保行動計画」（※14）により、県民の皆さんのが食の安全・安心に関する知識と理解を深め適正な判断、選択を行えるよう、情報提供を充実させるとともに、関係団体、市町などさまざまな主体との連携・協働を深め、食の安全・安心確保に関する取組が地域に根ざした活動となるよう推進します。

第4 目標値

本計画の推進にあたり、次の6つの目標を定め、計画に基づく活動を展開し目標達成をめざします。

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。望ましい食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
朝食を毎日食べる小中学生の割合 (%)	小学生 86.5 中学生 84.0	小学生 90.5 中学生 88.0

○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」であり、地場産物を活用することは、食料生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるとともに、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において地場産物を使用する割合の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
学校給食における地場産物を使用する割合 (%)	31.2	38.0

○栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが「何を」「どれだけ」食べたらよいかを把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要です。そこで、「食事バランスガイド」や「食生活指針」等、食生活上の指針を参考に主食、主菜、副菜をそろえ栄養のバランスや量に配慮した食生活を送っている人の割合の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合 (%)	49.5	55.0

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ実践する人の割合の増加

生活習慣病の予防や改善には、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。エネルギー、塩分、脂肪、糖分のとりすぎに気をつけたり、不足しがちな野菜や果物を食べるように心がけるなど、1つ以上実践している人の割合の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ実践する人の割合 (%)	実態把握中	検討中

○県の「食の安全・安心」の取組の認知度の増加

県民の皆さんのが安心して安全な食生活を実践していくには、まず、行政や事業者の取組を知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。このため県民の皆さんとの理解を計る指標として「食の安全・安心」の取組の認知度の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
県の「食の安全・安心」の取組の認知度 (%)	47.7	55.0

○市町食育推進計画の策定率の増加

地域において食育に関する活動が推進されるためには、さまざまな関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、それぞれの特性をいかして連携・協力を図りながら、地域が一体になって取り組んでいく必要があります。このため市町食育推進計画の策定率の増加を目指します。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
市町食育推進計画の策定率 (%)	41.4	80.0

○ 用語の解説

1. 共食

家族や友人などと一緒に食事を楽しむこと。

2. 母子保健計画

地域の母子保健の向上と児童の福祉を保護のため、市町村が策定するさまざまな母子保健に関する計画。

3. 食育担当者

「食に関する指導計画」の作成や食に関する指導の内容・方法についての研修、家庭や地域との連携・調整など、学校における食育を推進する中心的な役割を担う者。平成18年度から三重県の小中学校及び県立特別支援学校の校務分掌に位置づけている。

4. 栄養教諭

児童・生徒の学校給食管理及び食に関する指導を担当する教員。平成16年5月の学校教育法の改正で創設された。

5. みえ地物一番給食の日

「みえ地物一番の日」に合わせ、県教育委員会と連携して、毎月第3日曜日の前後2週間で「みえ地物一番給食の日」を設定し、学校給食への地場産物の導入拡大や生産者との交流推進を図っている。

6. 管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、学校・病院・施設・行政などにおいて、栄養の指導などに従事することを業とする者。一定規模以上の給食施設には管理栄養士を置くことが法律によって義務づけられている。

なお、栄養士は、栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導などに従事することを業とする者のこと。

7. 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、「ヘルスマイト」の愛称で地域での料理講習会などを通して健康な食生活習慣を広めるボランティア。自分や家族の健康管理はもとより、地域住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手として活躍が期待されている。

8. みえの食生活指針

国による「食生活指針」を県民の皆さんにとって分かりやすく親しみやすい指針として県が策定したもの。日々の生活の中で、「何をどれだけ食べたらよいか」「どのように食べ

たらよいか」など、具体的に食生活を改善する方法を紹介している。

9. 日本国食生活

ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。我が国における昭和50年代ごろの食生活をモデルとしている。

10. 食事バランスガイド

栄養をバランスよくとるために、1日にとる料理の組み合わせと、およその量をコマのイラストで示したもの。

11. 健康づくり応援の店

県では、県民の皆さんの外食や中食を含めた食生活をサポートするために、健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録している。

12. みえ地物一番の日

「みえ地物一番の日」は、地産地消運動の一環として、三重県産の農林水産物やその加工品に触れ、親しむことで、その背景にある自然、文化、農林水産業の営みなどについて、見つめ直していただく機会を増やすための三重県独自のキャンペーン。

13. 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

県民の皆さんのが豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくため、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、「県民の健康の保護」「食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」「安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として、平成20年6月に制定。

14. 三重県食の安全・安心確保行動計画

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、三重県食の安全・安心確保基本方針の「基本的方向」「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする年度計画。

別冊 3

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

行動計画(案)

【平成 28 年度～平成 31 年度】

平成 28 年 3 月
三 重 県

第1章 基本的事項

1 行動計画の策定趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策である「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の推進に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この行動計画は、基本計画に示した事項のうち、県が取り組む農業・農村の活性化に関する基本施策についての具体的な取組方向を示し、着実な施策展開を図るために策定するものです。

2 行動計画の性格

行動計画は、基本計画に示された基本施策を着実に実施するための実施計画となるもので、期間内に実施する農業・農村の活性化に関する施策を明らかにするとともに、基本計画の的確な進行管理を行うため中間年における目標を設けます。

また、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、基本施策等の実施状況を取りまとめ、評価することにより、計画の的確な進行管理を行ないます。

3 行動計画の期間

行動計画の対象とする期間は、取組の実効性を確保するため、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

4 行動計画の構成

基本計画に位置づけた4つの基本施策に従い、基本施策には基本目標指標として、基本事業には取組目標指標（基本計画のマネジメント参考指標）として、それぞれ平成31年度を目標とした数値を掲げるとともに、基本事業ごとに取組目標の達成に向けた主要取組の内容を記載します。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基 本 施 策	基 本 事 業
I 安全・安心な農産物の安定的な供給	(1) 需要に応じた水田農業の推進 (2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進 (3) 畜産業の健全な発展 (4) 農産物の生産・流通における安全・安心の確保
II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	(1) 地域の特性を生かした農業の活性化 (2) 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築 (3) 多様な農業経営体の確保・育成 (4) 農業生産基盤の整備・保全 (5) 農畜産技術の研究開発と移転
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	(1) 地域の特性を生かした農村の活性化 (2) 多面的機能の維持・発揮 (3) 災害に強い安全・安心な農村づくり (4) 中山間地域農業の振興 (5) 獣害につよい農村づくり
IV 農業・農村を起點とした新たな価値の創出	(1) 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 (2) 県産農産物の魅力発信 (3) イノベーションを担う人づくり

第2章 具体的な施策の展開

基本施策 | 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進します。

基本目標指標

農業産出等額	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	1,138 億円 (平成 26 年)	1,160 億円 (平成 30 年)	1,165 億円 (平成 36 年)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる平成 30 年の実績値により測ることとします。（農林水産省公表資料・三重県調べ）

【基本事業Ⅰ-1】 需要に応じた水田農業の推進

需要に応じた水田の活用を図るため、T P Pや米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンの強化による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策等の活用により促進します。また、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組みます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、I C T（情報通信技術）等を利用した高度管理技術の活用を進めます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

米、小麦、大豆 の自給率 (カロリーベース)	県民の皆さんのが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合		
	現状値 平成 27(2015) 年度	行動計画の目標 平成 31(2019) 年度	基本計画の目標 平成 37(2025) 年度
	77% (平成 26 年度)	79% (平成 30 年度)	81% (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる平成 30 年度の国概算値により測ることとします。（農林水産省公表資料）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 需要に応じた水田の活用を図るため、小麦・大豆・飼料用米等の戦略作物について、経営所得安定対策等を積極的に活用しつつ、各市町段階で策定された「水田フル活用ビジョン」に基づき、需要に応じた種子確保から生産・流通・販売にいたる総合的な対策を展開します。
- ② 国の米政策の見直しへの円滑な対応を図るため、三重県農業再生協議会に設置したワーキンググループにおいて、生産者をはじめ米穀事業者等と情報共有を図りつつ具体的な取組方策を検討していきます。
- ③ 水田営農の低コスト化・省力化や作物の高品質化を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、I C T（情報通信技術）活用による栽培管理・圃場管理技術のモデル実証に取り組みます。
- ④ 県産米のシェア拡大を図るため、米穀事業者との連携により、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大に取り組むとともに、効果的な魅力発信や飲食店での活用促進などにより、県内外への販路拡大につなげます。

- ⑤ 需要に応じた小麦の生産拡大を図るため、製粉事業者とのサプライチェーンの強化を図りつつ、生産性の高い品種への転換や収量向上に向けた技術指導の徹底等に取り組み、単収の向上を図ります。
- ⑥ 大豆については、気象による影響を受け収量が安定していないことから、低収要因をふまえ、大規模経営に対応した効率的・効果的な排水対策など栽培改善技術の普及に取り組みます。
- ⑦ 飼料用米については、水利条件やほ場条件を考慮し、団地化を図りながら作付を推進します。
- ⑧ 水田農業経営の安定化を図るため、加工・業務用の露地野菜など、麦・大豆を補完する新たな品目の作付を推進します。

【基本事業Ⅰ-2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地の維持・発展に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、野菜における加工・業務用需要への対応や、栽培する品目の複合化、果樹の輸出、茶の輸出に向けたJGAPなどの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸等品目の魅力発信を支援します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

産地改革に取り組む園芸等産地增加数（累計）	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数（累計）		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	15 産地 (平成26 年度)	40 産地	57 産地

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 産地改革を進める園芸等産地の育成に向け、増加している加工・業務用需要に対応した生産流通体制の整備や輸出等新たな市場開拓、他品目からの転換による新規作物の導入、栽培品目の複合化、生産・流通改善につながる新品種・新技術の導入、6次産業化など、高付加価値化や高品質化、収益改善につながる取組を促進します。
- ② 野菜産地の維持・発展に向け、野菜の価格安定対策や燃油価格高騰対策の実施、生産の安定化に向けた技術指導などにより、産地への支援を進めます。
- ③ 果樹産地の強化に向け、マルドリ栽培（マルチ・ドリップ栽培）によるカンキツの高品質化などの先端技術を活用した差別化や新品種の導入等による新たなブランドづくり、輸出を含めた国内外への販路拡大等を促進します。
- ④ 伊勢茶のブランド化に向け、計画的な茶樹の更新やより一層の安全・安心を担保するJGAPの導入を促進するとともに、輸出に対応できる生産技術の導入や機能性を高めた新商品の開発に取り組みます。また、全国お茶まつり三重大会を契機に、需要の拡大に向けたPRなどに取り組みます。
- ⑤ 花き・花木については、花き関係団体と連携し、消費動向をふまえた新品種の導入や高品質生産を推進するとともに、新たな需要の喚起や消費拡大のための情報発信、花き・花木の持つ多様な機能を教育や地域活動の場で生かす活動（花育）の展開に取り組みます。
- ⑥ 伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、野菜・果樹・茶・花きのブランド力と知名度向上を図るために、首都圏営業拠点および関西事務所と連携して魅力発信に取り組むとともに、生産者団体による大都市圏への販路開拓を支援します。

【基本事業Ⅰ-3】 畜産業の健全な発展

畜産業の競争力強化に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るために、国の経営安定制度等の活用を促進します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

高収益型畜産連携体数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数（累計）		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	4連携体	20連携体	44連携体
			(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 畜産経営の競争力強化を図るため、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体を育成するとともに、県産畜産物のブランド力の向上と販路拡大の促進等に取り組みます。また、生産コストの低減に向け、飼料米や未利用資源を活用した特色ある畜産物の開発や飼養管理の省力化、規模拡大等を推進するとともに、雇用力のある畜産経営体の育成に取り組みます。
- ② 飼料自給率の向上や資源循環型畜産の確立に向けて、耕種農家と連携した稲発酵粗飼料・飼料用米等の生産拡大や畜産堆肥の活用を促進するとともに、家畜排せつ物法に基づく畜産経営への立入検査や適正管理の指導、良質堆肥生産の促進などに取り組みます。
- ③ 肉用子牛の安定的な県内自給体制を確立するため、受精卵移植技術等の活用や繁殖肥育一貫経営等の取組を推進し、優良な肥育素牛の県内生産システムの構築等に取り組みます。
- ④ 県産ブランド牛肉等の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携して、米国への牛肉輸出の定着化に向けた取組や海外における三重県フェア等を活用した販路開拓の取組などについて支援します。
- ⑤ みえ特産鶏の生産性向上を図るため、雌系種鶏の選抜改良による優良系統の作出を行うとともに、需要に対応した生産体制の構築や肉質の特色に基づいたPR活動を支援し、ブランド力向上につなげます。

- ⑥ 養豚経営における飼料コストの低減に向け、未利用資源などを活用した飼養技術の確立に取り組むとともに、地域資源を活用した銘柄豚としてブランド力向上を図ります。
- ⑦ 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする家畜伝染病の発生予防およびまん延防止体制の強化を図るとともに、万一の発生に備え、防疫演習の実施や農場カルテの作成に取り組みます。
- ⑧ 家畜伝染病の発生リスクの軽減を図るとともに、県産畜産物の安全・安心を確保するため、農場HACCP方式の普及・定着を推進します。
- ⑨ 県産畜産物の安全・安心を確保するため、動物用医薬品や飼料を適正に使用するよう監視・指導を行います。
- ⑩ 食肉の安定的な流通を確保するため、県内の基幹食肉処理施設の運営や機能充実の取組を支援するとともに、必要な施設整備の検討を進めます。
- ⑪ 畜産経営の安定化を図るため、国、関係団体等と連携し、情報の受発信に努め、国の経営安定対策制度等の積極的な活用を促進します。

【基本事業Ⅰ-4】 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

農産物の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上に向けた支援、産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入促進などにより、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品産業事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を促進し、市場運営の安定化を進めます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	55.5% (平成26年度)	75%	90%

（三重県調べ）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 米穀の産地偽装などの再発防止と、消費者の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、食品関連事業者等に対する監視・指導、コンプライアンス（法令遵守）意識の向上に取り組みます。
- ② 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、産地へのGAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式を進めることにより、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図ります。
- ③ 農薬・肥料の適正な使用および流通の監視・指導を実施するとともに、GAP（農業生産工程管理）を普及推進し、農産物の安全・安心の確保を図ります。
- ④ 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を図るために、出前トークやホームページおよび関係団体等と連携した情報提供の充実に取り組みます。
- ⑤ 卸売市場での生鮮食料品の安定的、効率的な供給を確保するため、卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営の維持が図られるよう指導・監督に取り組みます。

基本施策 II

農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧・復興を進めるためのBCPの作成支援を進めることにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計（累計）

農畜産経営体における法人経営体数（累計）

	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	395 経営体 (平成 26 年度)	495 経営体	595 経営体

（三重県調べ）

【基本事業Ⅱ-1】 地域の特性を生かした農業の活性化

農業・農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携など、活動規模の拡大等による地域活動の発展を支援します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

地域活性化プラン策定数	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数		
	現状値	行動計画の目標	基本計画の目標
	平成27(2015)年度	平成31(2019)年度	平成37(2025)年度
	264 プラン	464 プラン	639 プラン

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 地域の農業者をはじめさまざまな関係者で組織する農村地域団体に対し、農地、景観、文化、人材など地域資源を有効に活用し地域で生み出していく価値を高める活動のスタートアップと実践を支援することで、地域の取組の発展や農産物の高付加価値化等の新たな価値創出につながる取組を進める集落や産地等の育成を行います。また、地域活動の発展を図るために、新たな人材の参画・育成や、他の農村地域団体、CSR企業、実需者、観光事業者等との連携による活動規模の拡大等への取組を促進します。
- ② 集落や産地の活性化を図るために、普及指導員のコーディネート機能を生かして、地域のさまざまな課題に対する取組意欲を醸成し、課題解決に向けた取組を支援します。
- ③ 農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術等の普及に取り組みます。
- ④ 農業団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、法令等に基づき業務や会計の状況について検査を実施するとともに、適正な運営ができるよう指導・監督を行います。
- ⑤ 改正農業協同組合法が平成28年4月に施行されることをふまえ、営農経済事業改革戦略に基づく農協の自己改革が着実に進み、「もうかる農業」の実現と農村の活性化につながるよう、関係機関と連携して取組をサポートしていきます。
- ⑥ 農業委員会等に関する法律が平成27年8月に改正されたことをふまえ、各農業委員会において農業委員選任方法の変更や農地利用最適化推進委員の設置などが円滑に進むよう、市町と連携して取組をサポートしていきます。

【基本事業Ⅱ-2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築

意欲ある担い手や集落営農組織等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プランの作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な営農体制の構築に向け、多面的機能の維持活動との連携を図りつつ、集落リーダー養成等の取組を進め、地域のさまざまな方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。

特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行います。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

人・農地プラン等を策定した集落の割合	対象となる本県農業集落（2,000 集落）のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地中間管理事業などの活用により、集積に向けた方針が定まった集落の割合		
	現状値 平成 27(2015) 年度	行動計画の目標 平成 31(2019) 年度	基本計画の目標 平成 37(2025) 年度
	6.4% (平成 26 年度)	30%	60%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を加速するため、県の地域事務所ごとに設置した「農地中間管理事業推進チーム」を核として、市町・JA等関係機関と連携を図り、地域の合意形成に向けた支援を進めます。
- ② 農村集落が抱える「人と農地」の課題解決に向け、農村集落毎に課題を分析し戦略的に集落の話し合いを促進します。また、集落の未来の設計図として「人・農地プラン」の作成および見直しを支援します。
- ③ 集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向け、研修会等の開催により、集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材の育成に取り組むとともに、集落営農組織の設立を推進します。また、集落営農組織の経営の安定化に向け、隣接する集落間の連携の場づくりや法人化、6次産業化などによる経営の多角化を推進します。
- ④ 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築に向け、重点的に集落営農組織の育成や法人化に向けた取組を展開するとともに、担い手が不足する地域においては、農地中間管理事業を活用し、企業および農協出資型法人等の新規参入の促進に取り組みます。

【基本事業Ⅱ-3】 多様な農業経営体の確保・育成

雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、TPPへの円滑な対応を図りつつ、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体を支援するとともに、企業や農協出資型法人等の農業参入の促進等に取り組みます。

また、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農支援や産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

さらに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、U・Iターン就農者受入れ環境の整備や大学生等を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進めます。

農村女性の活躍の場を創出し、農業・農村において男女がともに活躍できる環境づくりを進めるため、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や、仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	135人 (平成26年度)	150人	180人

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 6次産業化等による経営の多角化や法人化、先端技術の導入による低コスト化・高品質化など、経営発展に向けた取組を促進するため、農業経営の核となる人材の育成や課題に応じた総合的なサポートに取り組みます。
- ② 農業経営の安定的・持続的な発展を図るため、農業災害補償制度の円滑な運営を促進します。また、国においては、農業経営の安定のための新たなセーフティーネットとして収入保険制度の検討が進められていることから、検討状況に注視しつつ、適切な対応を図っていきます。

- ③ 企業や農協出資型法人等の農業分野への参入を促進するため、企業等からの相談に対応し、農地中間管理事業の活用などにより、農地の円滑な確保を支援するとともに、栽培技術や経営管理能力習得に向けたサポートを展開します。
- ④ 農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む民間事業者の協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成に取り組むとともに、研修会や交流会等の開催により、農業経営体の意識啓発や福祉事業所とのマッチングなどを進めます。また、新たな取組として、農業経営体から福祉事業所への農作業委託を促進するため、支援マニュアルの整備等に取り組みます。
- ⑤ 後継者をはじめ新規就農者の確保・育成を図るため、就農を希望する方への相談対応をはじめ、農業基礎技術の習得支援、各種支援制度の活用促進など、就農準備から定着に至る切れ目のない支援を行います。
- ⑥ 次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材を育成するため、農業大学校における新たな農業教育コースの設置や農業経営体における現地研修プログラムの実施など、産官学の連携により、効果的な人材育成の仕組みをパッケージとして構築します。
- ⑦ 未来の農業・農村を担う人材を確保するため、大学生等を対象に、農業就労を実地で体験できる機会を提供し、農業就労への意欲の醸成を図ります。
- ⑧ 女性の就農を促進するため、育児等で離職した方が就農し定着するための環境づくりを進めるとともに、育児期からの就労開始プログラムの開発に取り組みます。また、研修会の開催等により、6次産業化等による起業など女性農業者の能力開発に取り組むとともに、農村女性アドバイザー等次世代リーダーの育成、さまざまな方針決定の場への女性登用の促進、各種表彰制度への積極的な応募の促進などに取り組みます。

【基本事業II-4】農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できる農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設の適切な維持・更新等を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めるとともに、災害からの早期復旧・復興に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地法に基づく、農地転用許可権限の市町への移譲を進めます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区的農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	35.1%	47.1%	70.0%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業・農村を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承していくため、「三重県農業農村整備計画」に基づき、進捗状況を的確に管理しつつ、総合的かつ計画的に農業基盤の整備や農業用施設の適切な維持・更新等を進めます。
- ② 営農の高度化、効率化を図るため、農業用水路のパイプライン化や場の大区画化など、農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進します。
- ③ 農業基盤の整備を契機として担い手への農地集積を図るため、地域における話し合いの場に能動的に関わり、農地中間管理事業等も活用しながら、農業基盤の整備と一体的に合意形成を進めます。
- ④ 南海トラフ地震など大規模災害発生時の農業用施設の迅速な機能回復や機能発揮のため、土地改良区や農業団体など関係機関とともに、各農業用施設におけるBCPの策定を進めます。
- ⑤ 農業振興地域制度や農地転用許可の適正な運用に努めることにより、優良農地の確保を図ります。また、地域の実情に応じた土地利用を実現するため、農地転用許可権限の市町長への移譲を進めます。
- ⑥ 農業委員会や市町と連携し、日本型直接支払制度や農地中間管理事業等の活用により、荒廃農地の発生抑制や耕作放棄地の再生を図る取組を推進します。

【基本事業 II-5】 農畜産技術の研究開発と移転

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ＩＣＴ（情報通信技術）やロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんのがんばりにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

（1）基本事業を推進するための取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	75 件 (平成 26 年度)	200 件	350 件

（三重県調べ）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 健康志向の高まりや超高齢化社会に対応するため、医療や介護での活用も視野に入れた機能性農産物に係る生産技術の開発に取り組みます。
- ② 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるため、ＩＣＴ（情報通信技術）やロボット技術を活用して、植物工場における先端的な生産技術や土地利用型農業の省力低コスト生産技術・高品質安定生産技術、安全・安心な農産物の供給に資する技術、野生鳥獣の被害防止技術等の開発に取り組みます。
- ③ 次代を担う農業経営体の確保・育成に向け、法人就農者の雇用定着や障がい者の農業就労をサポートする支援方策の策定に資する調査研究等に取り組みます。
- ④ 産地間競争力の強化を図るため、水稻やイチゴ、カンキツ等について、消費者のニーズに対応した新品種の開発に取り組みます。
- ⑤ 松阪牛、伊賀牛などのブランド牛のさらなる品質向上につなげるため、脂肪と赤身のキメから牛肉のおいしさを科学的に分析する「牛肉のおいしさ判定技術」の開発および新たな評価基準の検討を進めるとともに、最適な飼養技術の確立に取り組みます。
- ⑥ 畜産経営の安定化を図るため、酪農経営の多角化に向け、新たな和牛受精卵移植技術の確立と移転に取り組むとともに、畜産物の高付加価値化に向け、未利用資源などを活用した特色ある畜産物の飼養技術の開発に取り組みます。
- ⑦ 飼料自給率の向上を図るため、水田における飼料用稻や飼料用米等の生産や堆肥の農地への還元など、耕畜連携技術の開発に取り組みます。

基本施策 III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

農村で新しい価値を創出するとともに、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援します。

また、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めるとともに、多面的機能の維持・発揮のための取組を支援します。

さらに、獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組みます。

基本目標指標

農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	1,376 千人 (平成 26 年度)	1,484 千人 (平成 30 年度)	1,646 千人 (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる最新のデータである平成 30 年度実績数値により測ることとします。(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-1】 地域の特性を生かした農村の活性化

人や産業の活動が活発な農村の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストランや農家民宿、加工・直売など地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との交流活動を促進します。

また、都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、農業への就労を通じ農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数（累計）	農山漁村における、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人材等の豊かな地域資源を生かした活動の取組数（累計）		
	現状値	行動計画の目標	基本計画の目標
	平成 27(2015)年度	平成 31(2019)年度	平成 37(2025)年度
	158 件 (平成 26 年度)	230 件	320 件

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農村の豊かな資源を活用した都市との交流等を通じて所得の向上を図る「地域資源活用型ビジネス」の取組の拡大に向け、商品開発等に関するアドバイザーの派遣や起業支援講座等による人材育成、農家レストラン・農家民宿等の開業支援に取り組みます。また、農村のファンを増やすため、広報誌「いなか旅のススメ」やホームページ、メールマガジンなどさまざまな広報媒体を活用し、農村の魅力発信に取り組みます。
- ② 本県が誇る海・山・川などの豊かな自然を「体験」という形で生かして、国内外から人を呼び込み交流の拡大を図るため、自然体験の受入れ地域で活動する人材の育成や、新たな体験プログラムの開発、魅力的なイベントの開催、企業と連携した積極的な情報発信などに取り組みます。
- ③ 農村をさまざまな主体が支える仕組みづくりに向けて、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との協働・交流活動を促進します。
- ④ 農村の地域資源を生かした地域観光を創出するため、農村観光プロデューサーの育成や農村観光モデルコースの作成などに取り組みます。
- ⑤ 農業への就労を通じた農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを支援します。

【基本事業Ⅲ-2】 多面的機能の維持・発揮

県土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

また、これらの活動へ若者や女性、都市住民、企業など地域内外からの多様な人材の参画を促し、さらには、これらを通じた収益活動への誘導を図り、地域活動の活性化につなげます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	農林業センサスにおける農業集落のうち、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	44.7% (平成 26 年度)	52.9%	60.0%

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の資源や景観の保全、農村文化の伝承など、農業者等による共同活動を支援します。
- ② 農業・農村の有する多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体と連携した体験学習などを通じ、地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すとともに、地域資源活用型ビジネスの起業など、収益活動への展開を促進します。
- ③ 農地や水路、ため池などに生息する動植物の保全に向け、農業農村整備事業を実施する地域において、地域の動植物の生態系調査を実施し、生態系に配慮した工法の検討を行います。
- ④ 水田における生物多様性の確保と地域住民の意識醸成を図るため、水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置し、地域住民による生物の保全活動をモデル的に支援します。

【基本事業Ⅲ-3】災害に強い安全・安心な農村づくり

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策などのハード整備とハザードマップ（災害予測図）作成などのソフト対策を計画的に進めます。

また、農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	2,717ha	3,357ha	5,500ha

（三重県調べ）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業水利施設の機能が安定的に發揮されるよう、適切な維持・管理を促進するとともに、施設の機能診断を行い、ライフサイクルコストを低減するための的確な補修を行います。
- ② 洪水や高潮などの自然災害から県民の生命・財産を守るため、農業用ため池や排水機場、海岸保全施設等の整備・耐震対策などのハード整備とハザードマップ作成などのソフト対策を進め、農地や農村の防災対策の整備を計画的、効率的に進めます。
- ③ 農村住民や農村を訪れる人びとの利便性を高めるとともに、地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めるとともに、舗装修繕等が必要な農道の保全対策に取り組みます。
- ④ 農業用水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持および農村生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質保全に寄与するため、農村における生活排水処理施設の整備を計画的に推進します。
- ⑤ 農村において、クリーンなエネルギー供給を図るとともに、土地改良施設等への電力供給により、維持管理費の節減および農村の振興に寄与するため、農業用水等を活用した小水力発電等の導入を促進します。

【基本事業III-4】中山間地域農業の振興

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等の関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、産地強化や有機農業、6次産業化、集客交流の取組など、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開します。

また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行うとともに、持続的な営農体制の構築に向けた支援を行います。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

中山間地域農業 を起点とした雇 用創出に取り組 む集落数(累計)	中山間地域農業を起点とした雇用の創出に向け、総合的な支援を展開するプロジェクト活動の取組集落数(累計)		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	4件	16件	40件

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 中山間地域における「地域資源活用型の雇用の創出」および「農村生活サポートサービスの実践」に係るモデル地域において、市町や生産者団体等の関係機関が参画したプロジェクトチームを組織し、中山間地域農業を起点とした雇用創出への取組を支援します。また、モデル地域以外での新たな雇用機会創出につながる基礎的な取組へのチャレンジを推進します。
- ② 中山間地域農業の中核を担う農業法人等と農山漁村における就業希望者とのマッチングを図り、専門研修や雇用型訓練を行うことにより地域資源を活用した新たなビジネスを創出することができる人材を育成します。
- ③ 中山間地域等の条件不利農地における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持・発揮を図るため、平地地域との生産条件格差を補正するための支援を行い、農業生産活動の継続を図ります。また、高齢化等により営農の維持が困難な集落については、農地中間管理事業などとの連携により、将来にわたって営農が可能な体制の整備に取り組みます。
- ④ 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築に向け、重点的に集落営農組織の育成や法人化に向けた取組を展開します。
- ⑤ 農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、営農省力化に向けた農業用排水路や場整備等の農業生産基盤整備と集落道路や集落排水路等の農村生活環境整備を計画的に進めます。

【基本事業Ⅲ-5】 獣害による農村づくり

獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲等を進める「被害防止」に取り組みます。

また、野生動物との適正な共生をめざし、ニホンジカの生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組みます。

さらに、「獣肉等の利活用」を促進するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及やマニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大などに取り組みます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

野生鳥獣による農業被害金額	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額		
	現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
	289 百万円 (平成 26 年度)	226 百万円以下 (平成 30 年度)	132 百万円以下 (平成 36 年度)

※平成 31 年度の目標値は、平成 32 年春に把握できる最新のデータである平成 30 年度実績値により測ることとします。(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 獣害による集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、獣害対策に取り組む集落組織体の構築に取り組みます。
- ② 野生鳥獣による被害減少に向けて、集落ぐるみによる追い払いや、進入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲を支援します。
- ③ 地域の捕獲力を強化するため、集落等の地域における持続可能な捕獲体制の整備と捕獲活動の支援に取り組みます。
- ④ 野生鳥獣との適正な共生をめざした生息数管理を行うため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカ等の計画的な捕獲を推進し、個体数調整に取り組みます。
- ⑤ 獣肉等の利活用を促進するため、県が定めた野生獣肉の解体処理手順である「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や「みえジビエ登録制度」の適正な運用、登録事業者の拡大などに取り組みます。また、みえジビエの付加価値向上や商品開発を推進し、販路拡大につなげます。

基本施策 IV

農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を進め、県産農産物の認知度向上を図ります。

基本目標指標

魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合

みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

現状値 平成 27(2015)年度	行動計画の目標 平成 31(2019)年度	基本計画の目標 平成 37(2025)年度
42.1%	50.0%	60.0%

【基本事業IV-1】 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出

競争力の強化によって、「もうかる農業」の実現につなげていくため、产学研官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する意欲的な農業者の取組を支援します。

また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進するとともに、農産物の機能性を生かした高付加価値化や6次産業化の促進などに取り組みます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーションプロジェクトから生み出された商品等の売上額（累計）		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	4億円 (平成26年度)	19億円	37億円

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 県産農産物の競争力強化に向け、产学研官ネットワーク「みえフードイノベーション・ネットワーク」の活用により、事業者等の連携によるプロジェクト活動を支援し、新たな商品やサービスの開発を促進します。
- ② みえフードイノベーション・ネットワークによる取組の効果を最大化するため、食に関係する事業者の連結により食のバリューチェーンの構築に取り組み、流通販売と連携した生産管理体制の構築や高機能性農産物の導入および产地化等を進めます。
- ③ 「三重県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化プランナーの派遣や研修会の開催等を通じて6次産業化に取り組む意欲ある生産者等への支援に取り組みます。

【基本事業IV-2】 県産農産物の魅力発信

豊かな風土で生産される多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めるとともに、来県者も意識した県産農産物の活用や地産地消・食育の推進、環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組、ブランド力向上、地理的表示（G I）保護制度の活用などを通じて、県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図ります。

また、果樹、茶および県産ブランド牛肉をはじめとする県産農産物の輸出促進や首都圏営業拠点、関西事務所との連携による県産農産物の魅力発信に取り組み、販路拡大につなげます。

（1）基本事業を推進するための取組目標

魅力発信により 生み出された企 業との連携（累 計）	県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企 業数		
	現状値	行動計画の目標	基本計画の目標
	平成 27(2015)年度	平成 31(2019)年度	平成 37(2025)年度
	—	200 社	500 社

（三重県調べ）

（2）取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図るため、県産農産物の活用により、大手企業と連携し全国展開を見据えた商品の開発とPRに取り組むとともに、飲食店や観光事業者等と連携し、訪日外国人旅行者など来県者も意識したPRを促進します。
- ② 県民の県産農産物に対する満足度の向上を図るため、地産地消運動の一環として、県内量販店や直売所等と連携して、旬のおいしさや機能性などに関する情報を発信します。また、環境に配慮した生産方法を用いて生産されている「人と自然にやさしい安心食材表示制度」のPRに取り組みます。
- ③ 県民の皆さんの健全な食生活の実現に向け、第3次三重県食育推進計画（仮称）を策定し、食育の啓発等に取り組むとともに、食育推進の一環として、学校給食における地域食材の活用を促進します。
- ④ 販売店などの現場で、県産品の魅力を消費者に的確に伝えるとともに、消費者ニーズを生産者にフィードバックすることで商品開発に結び付けられる、専門人材の育成に取り組みます。

- ⑤ 県産農産物のブランド力向上を図るため、本県の豊かな自然、伝統等の特性を生かした農産物の中から、特に優れた農産物および生産者を「三重ブランド」として認定するとともに、認定をめざす事業者を育成します。
- ⑥ 茶および果樹の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の農産部会と連携して、果樹の腐敗防止技術の導入など、輸出の定着化に向けた取組や販路開拓の取組などについて支援します。
- ⑦ 県産ブランド牛肉等の海外輸出を促進するため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携して、米国への牛肉輸出の定着化に向けた取組や海外における三重県フェア等を活用した販路開拓の取組などについて支援します。
- ⑧ 伊勢志摩サミットや全国菓子大博覧会などのイベントを契機に、県産農産物のブランド力と知名度向上を図るため、首都圏営業拠点および関西事務所と連携して魅力発信に取り組むとともに、生産者団体による地理的表示（G I）保護制度の活用や大都市圏への販路開拓などを支援します。

【基本事業IV-3】イノベーションを担う人づくり

事業者間連携や、研究開発、ブランド化、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核的人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。

(1) 基本事業を推進するための取組目標

「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	事業者間連携、研究開発、ブランド化を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）		
	現状値 平成27(2015)年度	行動計画の目標 平成31(2019)年度	基本計画の目標 平成37(2025)年度
	—	40人	100人

(三重県調べ)

(2) 取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農林水産業における高付加価値化や生産性の向上に向け、新たな技術開発をはじめ、ＩＣＴ（情報通信技術）やビッグデータなどの活用ができる人材の育成に取り組みます。
- ② 交流や知識の共有等を図る食の人材ネットワークの構築に向け、各分野から人材を募集し、「みえ農林水産ひと結び塾」による課題解決型のワークショップや人材育成講座の開設等に取り組みます。

第3章 計画の進行管理

1 基本的な考え方

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の推進にあたっては、年度ごとの取組方針の明確化と着実な実行、取組成果の的確な評価と翌年度の改善方向への反映についての実効性を担保する観点から、「みえ県民力ビジョン」のマネジメントの仕組みによるP D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を活用して、毎年度の改善を行いながら計画を進行管理していきます。

2 県民の皆さんへの取組成果の公表

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の毎年度の取組成果については、「みえ県民力ビジョン」のマネジメントの仕組みによる「成果レポート」において評価をふまえた成果と翌年度の改善方向を明らかにするとともに、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、各基本施策および基本事業の実施状況について数値目標の達成状況とあわせて取りまとめ、県民の皆さんに公表します。